

介護保険の負担限度額認定についてのご案内

介護保険施設サービスまたは短期入所サービスを利用する場合、所得状況等に応じて、食費や居住費の負担が軽減される制度があります。対象となる人が軽減を受けるには、申請が必要です。介護保険負担限度額認定の適用年月日は、すべての書類が揃って申請書を受理した月の初日からとなります。

■対象となるサービス 「介護サービス」や「負担限度額認定証」の利用には、介護保険の認定が必要です。

○介護保険施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）

○短期入所サービス（短期入所生活介護・短期入所療養介護）

※対象外のサービス

有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム、小規模多機能、デイサービスでは利用できません。

■対象者の要件（次の①～③の要件をすべて満たす方、または、生活保護受給者）

①本人を含む世帯全員が市民税非課税 ②別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も市民税非課税

③本人および配偶者の預貯金等合計額が、本人の所得状況に応じた基準以下の金額（下表）

①～③の要件をすべて満たす場合は、第2段階から第3段階②のいずれかの段階で認定対象者となります。

・課税状況や本人の所得状況に応じた預貯金等合計額の要件を満たさない場合は、第4段階（非該当）となります。

利用者負担段階	世帯の課税状況・本人の所得状況		預貯金等合計額	
			単身	夫婦
第1段階	生活保護受給者 世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市民税非課税である老齢福祉年金受給者（※1）		1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市民税非課税	本人の年金収入額（非課税年金を含む）と、その他の合計所得金額の合計が 80万9,000円（※2）以下	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①		本人の年金収入額（非課税年金を含む）と、その他の合計所得金額の合計が 80万9,000円（※2）より多く120万円以下	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②		本人の年金収入額（非課税年金を含む）と、その他の合計所得金額の合計が 120万円より多い	500万円以下	1,500万円以下
第4段階（非該当）	上記に該当しない人。介護保険負担限度額認定証は発行されません。 （本人または配偶者が市民税課税者、世帯に市民税課税者がいる者、預貯金等合計額が基準を超過する者）			

・第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、第2段階から第3段階②の預貯金等合計額は、1,000万円（夫婦2,000万円）以下です。

・市民税課税状況は当年度の状況で判定します。（4月～7月の申請にあっては前年度）、配偶者は、世帯分離をしている方や内縁関係の方を含みます。 ※1 老齢福祉年金とは、昭和36年の年金制度開始時に既に高齢だった方が受給している年金です。

※2 令和7年7月末までの基準額は80万円となります。

■申請に必要なもの（窓口申請・郵送申請共通）

1 介護保険負担限度額認定申請書	
2 同意書 （課税状況や預貯金等の照会についての同意）	●毎回、申請する際に記入が必要です。
3 提出書類のチェックリスト	●提出書類に漏れがないか確認し該当の口部分にチェック☑を記入してください。
4 被保険者本人と配偶者の通帳・有価証券などの預貯金額等（最終残高）がわかるものの写し	<p>→【通帳の写しを取る部分】</p> <p>① 表紙から1枚めくったページなどの「金融機関・支店・口座番号・口座名義人がわかるページ」</p> <p>② 普通預金口座の最終残高のページ ・申請前に記帳してください。申請日の直近2か月以内に入出金がない場合には、余白に「以後入出金なし」と記入してください。 ・最終ページで年金振込を確認できない場合は、直近の年金振込が記帳されたページも添付してください。</p> <p>③ 定期預金口座のページ ・総合口座通帳の場合は、定期預金口座利用の有無にかかわらず添付が必要です。利用がない場合は、定期預金口座の1ページ目（白紙）の写しを添付してください。</p>

【参考：預貯金等に含まれるものと提出物】

預貯金等に含まれるもの （資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの）	ご提出いただくもの （価格評価を確認できる書類の入手が容易なもの）
預貯金（普通・定期）	通帳の写し ※詳細は上記「申請に必要なもの」参照（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）、投資信託	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金（タンス預金）	ありません（自己申告）
負債（借入金・住宅ローンなど）	借入証書など（預貯金等から差し引いて計算します）

・生命保険、自動車、腕時計・宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などは対象外です。

【裏面もご覧ください】

■申請方法

■郵送申請

下記の問い合わせ先に、申請書類一式(表面「■申請に必要なもの1~4」)を送付してください。
郵送申請の場合、申請受付日は介護保険課に書類が到着した日となりますので、ご注意ください。

■窓口申請

(1) 受付窓口(令和7年6月からの受付時間は平日9時~17時となります。)

前橋市役所 介護保険課(2階37番窓口)、大胡・宮城・粕川・富士見の各支所市民サービス課

(2) 窓口申請の場合に持参するもの

①申請者(窓口に来られた方)の本人確認ができるもの

個人番号カード、運転免許証、パスポートなどの顔写真付き証明書を1点

もしくは、介護保険・健康保険の被保険者証、年金手帳、診察券、キャッシュカードなどを2点以上

②被保険者本人と配偶者の預貯金通帳の写し

通帳はあらかじめコピーしてお持ちいただくか、市役所にある有料コピー機をご利用ください。(1枚あたり10円)。有料コピー機がない支所もありますので、あらかじめコピーをご用意するか、支所外のコピー機をご利用ください。

◎通帳の写しに不足のページがありますと、当日受付とはなりませんので、必要に応じて原本をお持ちください。

■決定通知(承認または不承認通知)および認定証の送付について

申請書を受け付けた日から起算して10日~2週間程度で決定通知を送付します。認定対象となる場合には決定通知と併せて「介護保険負担限度額認定証」を送付しますので、必ず利用施設等に提示してください。

介護認定の新規申請中の方には、認定結果が出てから認定証が発送されます。

■介護保険負担限度額認定証の有効期間

新規申請 受付した月の1日から翌年度の7月31日まで(4月~7月の申請は、その年度の7月31日まで)

・有効期間は申請があった月より前にはさかのぼりませんので、申請の際はご注意ください。

更新申請 8月1日から翌年度の7月31日まで

・有効期間終了後も認定が必要な時は、当該年度の受付開始から8月末日までに更新申請が必要です。

・一度申請をして非該当の場合で、その後世帯構成・所得課税状況・預貯金額等が変更になった場合には再度の判定が可能ですので、その際すべての書類をそろえて再度申請してください。

・該当となった場合でも、世帯構成・所得課税状況・預貯金額等が変更により認定要件を満たさなくなった場合は、認定非該当として認定期間の全部または一部が失効されます。(速やかに認定証をご返却ください)

■軽減の内容

各サービス利用の際に支払う食費及び居住費の1日当たりに負担する限度額が、下表の金額となります。

○特養等 … 特別養護老人ホーム・短期入所生活介護 ○老健等 … 介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護

○一部の老健等 … 令和7年8月以降の 8㎡/人以上の介護老人保健施設「療養型」「その他型」・介護医療院「Ⅱ型」

利用者負担段階	食費		居住費(滞在費)				
	短期入所生活(療養)介護	介護保険施設入所	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室		多床室
					特養等	老健等	
第1段階	300円	300円	880円	550円	380円	550円	0円
第2段階	600円	390円	880円	550円	480円	550円	430円
第3段階①	1,000円	650円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
第3段階②	1,300円	1,360円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
基準費用額※4	1,445円	1,445円	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	特養等 915円 一部の老健等 697円※3 老健等 437円

※3 令和7年8月から一部の老健等=介護老人保健施設「その他型」「療養型」、介護医療院「Ⅱ型」の多床室利用者(8㎡/人以上)について、負担限度額非該当の人(第4段階)の多床室利用者は+260円/日の負担が生じます。多床室利用者で第1~3段階②の方は補足給付により負担額は変わりません。

※4 基準費用額とは、対象外の方の標準的な費用の目安。実際の費用は、施設との契約によります。

■留意事項

必要に応じて官公署、銀行等に課税状況及び保有する預貯金等の残高の照会を行います。虚偽の申請により不正に負担軽減を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給を受けた負担軽減額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

■問い合わせ先

前橋市介護保険課 給付適正化係 2階37番窓口 (令和7年6月からの受付時間は平日9時~17時です。)

住所: 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

電話: 027-898-6157・3129(直通)